明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七一）　一

〔告　示〕
○著作権者の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁六二～八三）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　五六
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所令和二年度財務諸表、企業年金基金解散・清算人就任、弁理士登録関係　一二
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三

会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第六条第一項、第七条、第十五条第五項及び第十八条第一項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月四日　厚生労働大臣　田村　憲久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（親族等）	（親族等）
第十条　法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。	**第十条**　法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等（当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。）のうち、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　十八歳未満の実子	二　二十歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）
三～六　（略）	三～六　（略）